

ISO 18436-7:2014 機械状態監視診断技術者（サーモグラフィ）による 新規認証申請実施案内（2017年5月1日発効）

一般社団法人 日本非破壊検査協会 CM技術者認証事業本部

* 本書は、一般社団法人 日本非破壊検査協会 CM技術者認証事業本部が実施する ISO 18436-7:2014 に基づく資格制度における資格認証について書かれたものです。実施案内は最後までよく読んで、資格認証審査結果が出るまで大切に保管してください。

* 本書は ISO 18436-7:2014 に基づく内容です。規格の改正等により資格及び認証制度が改正された場合、変更等もありますので予めご了解ください。

**今期の新規認証申請書の受付期間＜資格証明書発効日：2017年5月1日＞
2017年3月6日（月）～2017年3月27日（金）必着**

＜新規認証申請実施日程＞

	2017年 5月1日発効資格	2017年 11月1日発効資格	2018年 5月1日発効資格
①新規認証申請書の発送 筆記試験結果通知と一緒に送付されます	3月3日	9月	3月
②新規認証申請書の受付期間 上記「今期の新規認証申請書の受付期間」参照	3月6日～27日	9月～10月	3月～4月
③新規認証審査結果と認証申請料振込票の発送	4月14日	10月	4月
④認証申請料の振込 認証申請料振込票に記載された「振込期限」参照	4月21日	10月	4月
⑤資格証明書の発送 認証申請料の入金確認後に順次発送	4月下旬	10月	4月

※2017年11月1日以降の新規認証申請の詳細は、該当時期にHPへ掲載します。

＜新規認証申請実施案内目次＞

ページ

1. 新規認証申請とは	2
1.1 認証の条件	2
1.2 新規認証申請の有効期間	2
2. 色覚証明とは	2
3. 経験とは	2
カテゴリⅠ、カテゴリⅡ、カテゴリⅢの最小限の経験期間	2
4. 新規認証審査の流れ	3
5. 書類チェックと審査について	3
6. 提出書類	3
7. 送付先・問合せ	4
8. 料金	4
9. 誓約書について	4
10. 機械状態監視診断技術者の倫理規程	4
11. よく寄せられる質問	5
12. 新規認証申請書の記入方法について	6
13. 色覚検査証明書の記入方法について	9
14. 新規認証審査適格後の資格証明書発送スケジュール	9

1. 新規認証申請とは

筆記試験に合格した方は、認証の条件を満足したのち新規認証申請を行うことで、認証資格（資格証明書）を得ることが出来ます。試験を合格しただけでは、認証資格を得ることはできません。資格証明書の有効期間は5年間です。

1.1 認証の条件

認証の条件	備考
訓練	受験時に確認
試験の合格	合格者に新規認証申請書が発送されます
色覚検査	新規認証申請時に確認します
経験	新規認証申請時に審査されます

1.2 新規認証申請の有効期間

新規認証申請書の有効期間は2年間です（筆記試験合格から2年間）。

新規認証申請の有効期間内に認証申請の要件を満たして（毎年5月1日、11月1日）新規認証申請を行ってください。

※カテゴリⅢでは新規試験合格から2年間の申請有効期間だけでは認証の条件（経験）を満足できない場合があります。要求される最小限の経験期間（3.1項）を参照し、認証申請時に不足が生じないよう受験前に適切な期間の経験を積むようにしてください。

2. 色覚証明とは

新規認証申請では、色覚要求事項を満たしていることを確認致します。

1年以内に行われた色覚要求事項の検査結果に基づき、雇用主が証明しなければなりません。

色覚検査の要求事項として次があります。

<色覚証明要求事項>

色覚証明は、石原色覚検査表（国際版24表）を用いて4枚以上の識別ができることの証明を提出する必要があります。4枚以上の識別ができない場合には、雇用主が業務に応じた検査を実施し、カラーパレットを用いたサーモグラフィのデータ分析に影響を与えないことを雇用主が証明する必要があります。雇用主が本書類（原本）又は本書類の様式に準じた記録を保管しJSNDIから提示を求められた場合は提出をしてください。

3. 経験とは

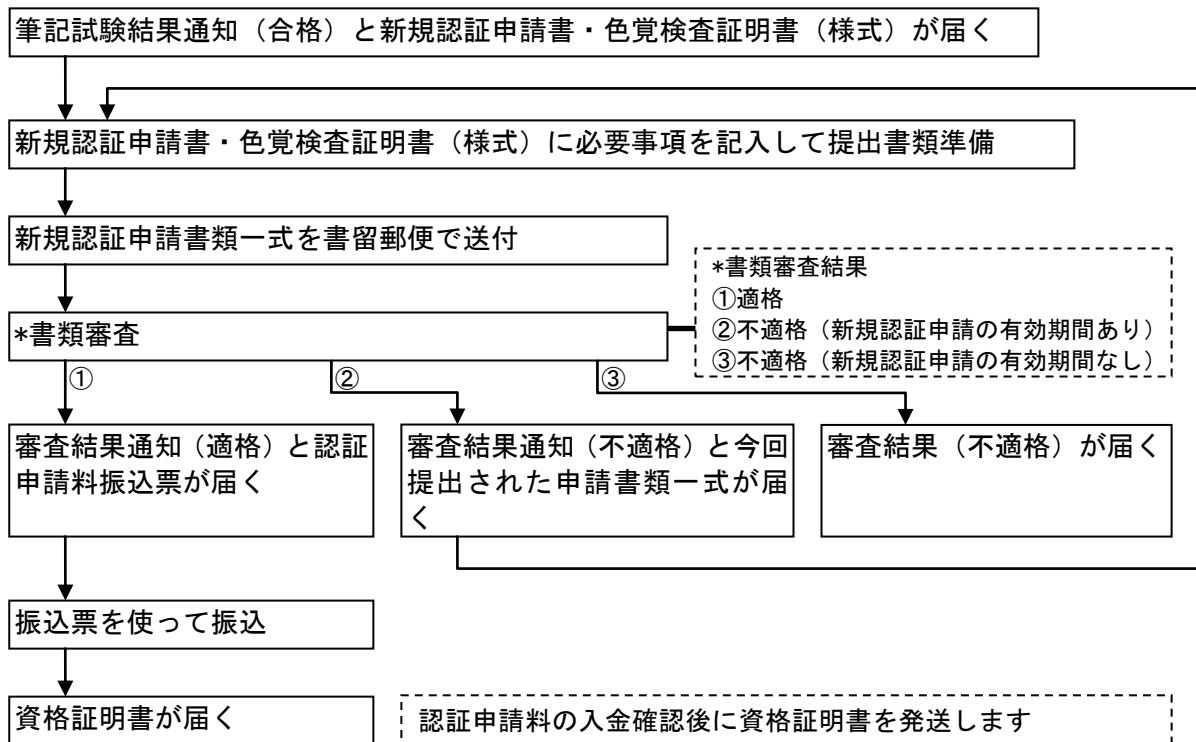
経験とは、認証資格を得るために必要な「サーモグラフィによる状態監視の経験（実務、評価、プログラム管理）」です。

3.1 カテゴリⅠ、Ⅱ及びカテゴリⅢの最小限の累積（実務、評価、プログラム管理）経験（月数）

カテゴリⅠ	カテゴリⅡ	カテゴリⅢ
12か月	24か月	48か月

※業務経験月数は月ごとに最小16時間の経験が必要です。

4. 新規認証審査の流れ



5. 書類チェックと審査について

新規認証申請書類の提出後に事務局による書類チェックが行われます。

書類チェックにおいて、提出書類の不足や記入漏れ、不備等が確認されると事務局から連絡がありますので、速やかに修正等の対応をお願いします。

書類チェックの後、CM技術者認証事業本部による審査が行われます。

審査では提出された書類に対する適否が確定しますので、不適格の判定後に書類を修正することはできません。

6. 提出書類

提出書類は次のとおりです。過不足のないよう注意してください。

- 新規認証申請書
- 色覚検査証明書
- 住民票の写し*（申請者本人が記載されたもの）、又は、有効な JSNDI 発行資格証明書のコピー

※ 「住民票の写し（申請者本人が記載されたもの）」に関する注意事項

役所で住民票の写しを請求の際は、“世帯全員”ではなく“世帯の一部”を選択し、新規認証申請者本人が記載されたものを入手してください。“世帯全員”が記載された住民票を提出されても構いませんが、本人が記載されている頁のみ抜き取って提出しても「本人確認書類」としては認められませんので、ご注意ください。

7. 送付先・問合せ先

書留郵便（簡易書留可）で下記宛に受付期間必着で送付してください。

一般社団法人 日本非破壊検査協会 CM技術者認証事業本部 新規認証申請係
〒136-0071 東京都江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル10階
TEL03-5609-4014

* 勤務先等で提出する新規認証申請書が複数枚ある場合、一つの封筒にまとめて送付いただいても構いません。ただし、何通分同封したのか封筒に明記してください（通数の確認だけ行います）。

8. 料金

新規認証審査で適格となると審査結果通知（適格）と認証申請料振込票が届きます。

審査適格後に1申請につき「10,800円（消費税込み）」がかかります。

9. 誓約書について

新規認証申請者と雇用主は「機械状態監視診断技術者の倫理規程（以下、倫理規程という）」に同意した上で、新規認証申請書に氏名と押印をしてください。

新規認証申請書に氏名と押印をすることで倫理規程に同意した誓約とします。

※認証審査登録者の認証番号及び氏名を弊協会のHPにて公表いたしますので、予めご承知おきください。

10. 機械状態監視診断技術者の倫理規程

ISO 18436-7によって認証を受けた者は、国際的原理に従い、人間としての高潔さと専門家としての力量を認識すべきである。従って、認証を取得した技術者は、次の事項を満たさなければならない。

- (1) 環境、安全、衛生及び公共福祉に関心をもって、専門家としての義務を果たす。
- (2) 訓練と経験に基づいて実施可能な測定・解析だけを請け負い、保証を求められる場合には、その要求に耐え得る専門家との契約を勧める。
- (3) 理性ある態度及び公明正大な業務活動で同僚、顧客及び関係者と接する。
- (4) 公共の福祉に反しない限り、雇用主、顧客、同僚及び一般大衆から知り得た情報は厳守する。
- (5) 根拠のない文書の作成及びこの規格に基づいた認証システムに反するような非倫理的行動はしない。
- (6) 非技術的権威によって、技術的判断が覆された場合に派生する不利な結果についても雇用主及び顧客に示す。
- (7) 雇用主及び顧客との利害対立は避ける。作業の履行に関してそのような対立が発生した場合、状況を関係者に迅速に伝える。
- (8) 状態監視のための測定・解析技術の適切な遂行に必要な技術的知識の新たな修得を行い、技術の維持に努める。

11. よく寄せられる質問

Q 雇用主の証明は誰がするのでしょうか？

A 新規認証申請における雇用主は、申請者の業務活動について証明できる方（申請者と雇用関係にある方。例えば、申請者の上司）とし、個人事業者の場合はご本人が証明してください。

Q 雇用主証明の押印は、会社印ですか、個人印ですか？

A どちらでも構いません。

Q 申請者が雇用主、又は、個人事業主の場合、証明は誰がするのでしょうか？

A 申請者は、雇用主の立場で、雇用主に帰する全ての責任を負うことをご自身を証明してください。

Q 書類は書留郵便で送らなければなりませんか？

A 必ず送付した記録（控え）が残る方法（簡易書留等）により受付期間必着でお送りください。その記録（控え）は新規認証申請の審査結果が出るまで保管してください。

Q 認証申請料（登録料）の払い込みが遅れた場合、資格発効日はどうなりますか？

A 資格発効日ごとに新規認証審査を実施していますので、払い込みが遅れても資格発効日に変わりはありません。払い込みが遅れた場合、別途手続きが必要となりますので、事前に認証事業本部に連絡を入れてください。なお、資格発効日（予定）から 12 か月を超えて払い込みが遅れてしまった場合、新規認証審査結果は無効となり、資格証明書は発送できませんのでご注意ください。

Q 新規認証申請で資格証明書を取得した 5 年後の手続きはどのようになりますか？

A 更新審査を実施します。更新の時期になりましたら指定された連絡先へ所定の用紙を送付します。詳細については、HP「更新審査実施案内」（準備中）をご覧ください。

※個人データ（送付先等）に変更が生じた場合は速やかに変更してください。

個人データ変更届けは、HP（ISO 18436-7 機械状態監視診断技術者（サーモグラフィ）試験の頁）に掲載しています。

<http://www.jsndi.jp/qualification/index12.html>

12. 新規認証申請書の記入方法について

表面

A : 署名、顔写真

B : 経験期間

C : 雇用主証明欄

裏面も記入のこと

ISO 18436-7に基づく 新規認証申請書 (IR)

JSNDI

申請書有効期間: 20●年●月●日 発行番号*****

私は倫理規程に同意するとともに本書の記載内容に相違ないことを証明します。
 新規認証申請書提出日(西暦) 20●●年 11月 22日

氏名 状態 一郎 状態 一郎

押印

写真貼付欄
縦 30mm×横 24mm
右から左内に撮影
写真裏面に氏名・提出日
を記入

・本欄にかからないよう上記2箇所の枠内へボールペンにて自筆署名してください。
 ・データ登録しますので、登録を希望する署名右横の「写真貼付」の口にシールを記入してください。
 ・「写真貼付」の口にシールが無い場合は署名欄を登録してください。

申請カテゴリ	機械状態監視診断技術者(サーモグラフィ) カテゴリ I (IRI)
氏名	状態 一郎
NAME	JYOTAI ICHIROU
個人コード	P10500000
生年月日	1974年 08月 12日

<業務経験期間記入欄>

業務経験開始日	2014年 04月
業務経験終了日	2016年 03月
業務経験月数	24か月

<記入方法>
 本表に機械状態監視診断(サーモグラフィ)すべての業務経験(実務、評価、プログラム管理)期間を記入してください。
 ※業務経験月数は、(最小16時間/月毎)の経験で、合計12か月以上の経験が必要です。
 ※業務経験開始の起算月の制限はありません。

私は、本書申請者の雇用主として下記①、②の内容を証明します。又、証明にあたり倫理規程に同意します。
 ①本書(表面及び裏面)の記入内容の証明
 ②必要要求を満たしていることの証明(様式に基づいて実施し、様式原本を保管します。)

雇用主氏名と印	監視 太郎	印	証明日 20●●年 11月 22日
勤務先名	東京亀戸状態監視(株)		
所属部署名・役職	保全部 部長		
勤務先住所	〒136-0071 東京都江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル10階		
電話番号/FAX番号	電話番号 03-5609-4014	FAX番号 03-5609-4062	

写真保護シール
 貼り付けた写真を保護するために写真を覆うように専用シールを貼り付けます

A : 署名、顔写真

- ①新規認証申請書提出日を記入してください。記入のない場合は、申請書到着日をもって申請書提出日とするとともに証明日と見なします。
- ②太線枠2箇所に線に重ならないよう新規認証申請者が署名をしてください。この署名欄に記入された署名が資格証明書の署名として登録されます。署名欄2つのうち登録を希望する署名の右横の口に入力してください。
- ③新規認証申請者が押印します。
- ④新規認証申請者の顔写真を貼ります。この顔写真が資格証明書の顔写真として登録されます。次の「顔写真の注意事項」に適合しない場合は、他の写真の再提出を求める場合があります。

<顔写真の注意事項>

- ・申請者本人のみが撮影されたもの。
- ・提出の日前6か月以内に撮影されたもの。
- ・縁なしのもの(縦30mm×横24mm)。
- ・正面を向いたもの(中心からずれている、顔が横向き、傾いている、影が写っているものは不可)。
- ・背景(影を含む)がないか若しくは薄いもの(白髪の方は背景がなるべく濃いものに)。
- ・眼鏡、ヘアバンド、帽子などにより顔の一部が隠れていないもの(サングラス、フレームが目にかかっている、フレームが非常に太い、眼鏡に照明が反射、幅広のヘアバンド、帽子、マスク、前髪で目が見えない等は不可)。
- ・人物を特定しやすいもの(平常時の表情と著しく異なる、背景がきつく人物を特定しにくい、ピンボケ、顔に影がある等は不可)。
- ・デジタル写真の品質に乱れがないもの(ノイズ、にじみ、ジャギー(階段状のギザギザ)、画像処理をしているものは不可)。
- ・変色や汚れ、きずがないもの。
- ・写真専用紙に印刷したもの。

<写真保護シール>

- ・「写真保護シール」は、「新規認証申請書」に同封されています。
- ・「新規認証申請書」に必要事項記入及び顔写真貼付後、顔写真を覆うように「写真保護シール」を貼ってください。「写真保護シール」が印鑑に重なっても構いません。
- ・「写真保護シール」が上手く貼れずに顔写真の上でシワになってしまった場合、無理に剥がさずにそのままとし、顔写真を1枚余分に提出してください。
- ・「写真保護シール」が顔写真に貼る前に粘着部同士が貼りついて貼れなくなった、又は、汚れてしまった場合は、「写真保護シール」を貼らずに提出してください。

B：経験期間

機械状態監視診断（サーモグラフィ）すべての経験期間を記入します。経験の開始月と経験の終了月又は業務継続中の場合は申請書提出日を記入し、その期間の月数を計算して「経験月数」に記入してください。**※業務経験開始の起算月の制限はありません。**

月数が1か月に満たないものは切り捨ててください。

また、開始月から終了月までの間に業務等に携わっていない期間がある場合は、その期間を除いて「経験月数」に記入してください<記入例2参照>。

<記入例1>

2014年4月から2016年3月まで連続して業務等に従事

経験期間（西暦）	
2014年04月～2016年03月	
経験月数	24か月

* 2016年3月－2014年04月⇒2年（24か月）

<記入例2>

①2012年4月から2014年3月＋②2015年6月から2016年4月の期間に業務等に従事

経験期間（西暦）	
2012年04月～2016年04月	
経験月数	35か月

* ①2014年03月－2012年04月⇒2年（24か月）

* ②2016年04月－2015年06月⇒11か月

* ①「24か月」＋②「11か月」⇒35か月

13. 色覚検査証明書の記入方法について

記入見本

ISO 18436-7:2014「機械の状態監視及び診断—技術者の訓練及び認証に関する要求事項—第7部：サーモグラフィ」に関する色覚検査証明書

※本書類は検査実施日より1年有効（新規認証申請書にはコピーを添付すること。）

(1) 証明者記入欄：私(雇用主)は、以下の申請者について色覚の要求事項を満足していることを証明します。
<①～⑤の記入欄を全て埋めてください。>

証明者	①雇用主氏名・押印	状態 一部 印	②証明日 20 16年 11月 20日
	③勤務先名・役職	状態ABC株式会社 保全部 部長	

④認証申請者氏名	状態 二郎	⑤申請カテゴリ	I
----------	-------	---------	---

認証申請受付日から1年以内の日付けが有効な書類です。

(2) 色覚検査実施者
※医療機関の方が色覚検査を実施した場合は、証明者（雇用主）が代筆記入しても構いません。
 ※雇用主に任命をされて勤務先の第三者が色覚検査を実施した場合、⑦の(b)雇用主（代理）欄を使用してください。

⑥検査実施日	20 16年 11月 10日		
⑦検査実施者 <small>該当する(a)～(c)のいずれかの□にレ点を入れ、必要事項を記入。</small>	<input type="checkbox"/> (a) 雇用主 [本紙(1)の証明者]		
	<input type="checkbox"/> (b) 雇用主（代理）	⇒	氏 名
	<input checked="" type="checkbox"/> (c) 医療機関	⇒	医療機関名

色覚要求事項：

色覚証明は、石原式色覚検査表（国際版24表）を用いて4枚以上の識別ができることの証明を提出する必要があります。なお、4枚以上の識別ができない場合には、雇用主が業務に応じた検査を実施し、カラーパレットを用いたサーモグラフィのデータ分析に影響を与えないことを雇用主が証明する必要があります。

14. 新規認証審査適格後の資格証明書発送スケジュール

新規認証審査適格後の資格証明書の発送は、認証申請料の入金確認後に行われます。
 入金確認が終わったものから順次資格証明書を発送いたします。

※指定外の方法で払い込まれた場合、入金確認出来ませんので資格証明書は発送できません。指定の方法で払い込むようにしてください。